

おわりに

障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、理解し合うことによって、共生社会を実現することを目的としています。

そのために、この法律をきちんと理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくるための行動が、職員のみなさん一人ひとりに求められています。

障害を理由とする権利侵害が起きないようにするために、日常業務の中でこのハンドブックを活用いただき、障害のある方と対話しながら、お互いにどうすれば良いかを考え、理解し合うきっかけにしていいただければ幸いです。

なお、ハンドブックを作成するにあたり、障害のある当事者の皆様、ご家族並びに関係者の皆様にアンケートにご回答いただきました。寄せられた内容は、ハンドブックの事例等の記載に反映させております。多くの皆様にご協力いただきまして、ありがとうございました。





目黒区障害者差別解消法対応ハンドブック

【令和7年4月版】

編集：人事課・障害施策推進課・教育指導課